

司法修習委員会（第11回）議事録

1 日時

平成18年11月9日（木）午前10時から午後零時10分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，大野恒太郎，翁百合，鎌田薫，相良朋紀，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），宮川光治（敬称略）

（幹事）井田良，井上宏，大橋正春，小川正持，木村光江（幹事長），田村幸一，寺脇一峰，戸倉三郎，中村愼，林眞琴，林道晴，藤原浩，巻之内茂，三木祥史（敬称略）

4 議題

（1）協議（司法修習に関する諸問題について）

- ・ 司法修習の成績の開示について
- ・ 罷免手続の整備について
- ・ クラス編成及び導入研修について

（2）今後の予定等について

5 配布資料

（資料）

38 司法修習に関する諸問題について

（幹事会関係資料）

幹事会（第13回）議事概要

6 議事

（1）委員及び幹事の交替

白木委員に替わり，大野（市）委員が，河本幹事，黒川幹事に替わり，中村

幹事，林（眞）幹事が，それぞれ新たに任命された旨の報告

（２）協議

資料３８に基づいて協議がされた（資料３８の内容については，木村幹事長及び林（道）幹事から適宜説明がされた。）。

ア 司法修習の成績の開示について

（宮川委員）

開示をして，説明を希望する司法修習生が出てきた場合はどう対応するのか。

（林（道）幹事）

開示するのはあくまでも最終的な段階的評価の結論部分であり，評価の理由，過程等については開示対象にしないという考え方を前提としている。

（宮川委員）

成績を開示するというのは，一つには，開示することでその成績の客観性を担保する意味，もう一つは，その成績を見て，当該学生あるいは司法修習生がもう一度自分の勉強のあり方を考え直す，学びの参考にするという意味があると思う。この開示方法では，どちらも担保されない，達成されない気がするが，それでよいのか。

専門職大学院に関する規定，あるいは法科大学院の認証評価の基準等では，成績評価については，明確な基準を作成し，あらかじめ学生に開示して，その基準に基づいて厳格かつ客観的に評価する。そして，その成績については学生に開示し，説明を希望する学生に対しては，説明する機会を持つ，ということが定められている。また日弁連法務研究財団の評価基準では，それに加えて，異議申し立て手続が整備されているかどうか，その異議申し立て手続が適切に実施されているかどうかということも評価基準としている。そのような高度教育機関の状況と比べると，大分乖離がある感じがする。

(林(道)幹事)

非常に貴重なご指摘であり、我々としてもこれからプロセスとしての法曹養成課程の中で研修所での教育、実務修習の教育のあり方というのを考えていく必要があるが、法科大学院における法理論教育の課程と、そこで基礎的な能力を取得したことを前提に、この委員会で議論した基本的なスキルとマインドという形での実務能力を取得する修習課程とでは、それぞれの趣旨、目的、あるいは方法論の違いがあるのではないか。

そのような意味で実際の修習のあり方の中での成績開示については、資料記載の方法で行いたいと考えているが、宮川委員指摘の、成果を司法修習生に示し、不足する部分を指導していくことは、恐らく教育指導の方法論と関連するところでもあると思う。従前の司法修習においては、実務修習の課程においても、研修所の集合修習の課程においても、各教官あるいは指導官の指導の方法として、問題点や全体的な評価等を適宜の形で司法修習生に知らせて、勉強を促していくという指導をしている。

開示内容について、今後全く変わらないものだということではなく、宮川委員の指摘も参考にしながら、司法修習のあり方というのは引き続き検討していく必要はあると考えるが、現段階では、従来の方法に合理性があり、それらの指導の成果も上げているという部分もあるので、始まりとしては、成績という個人情報希望者には開示するという基本線を押さえて、このような形の方針をとらせていただくということでご理解いただきたい。

(相良委員)

現在の司法研修所での集合修習は、起案をさせ、それを添削して、個々に講評、問題点を指摘しながら指導している。その意味では、優・良・可という段階評価の有無という違いは多少あるとしても、宮川委員が心配される、教育の課程の中で、個々の司法修習生が今後の自分の勉強のあり方を考えるという点では問題ないはずであり、それとこの成績開示とは直接

的な結びつきはないのではないか。

もう一つの、成績の客観性の担保という点では、どのような成績がついたかを本人が見られるか否かというのは、担保として大きく作用するのではないかと考える。

(鎌田委員)

司法修習を終了できるかどうかは、ある意味ではこれが本当の資格試験となる。そのような意味でほかの資格試験における成績開示のあり方とのバランスを考えて検討する必要があるだろうと思う。

実際の運用に当たっては、出発点ではこのような原案でよいかと思うが、いずれ大多数の人が請求してくるようになった場合、一々請求をもらって応じるというのはかえって事務的に面倒なのではないか。将来的には成績表方式等の導入も検討した方がよいと思う。

(林(道)幹事)

現在のところは、この案で運用を開始し、鎌田委員指摘のように、ほぼ全ての人が開示請求してくるということになった場合には、開示方法を工夫していく必要があると考えている。

(高橋委員長)

宮川委員の指摘があったが、この成績はおかしいという不服が出てくるだろうが、事実上対応する制度は設けないということか。

(宮川委員)

スタートとしては、これでやむを得ないと思うが、理由を説明しないということで、制度として将来的に耐えられるか心配である。今後、検討していくこととしていただきたい。

(高橋委員長)

開示はいろいろなところで難しい問題があるが、司法修習についても原案の方向で運用し、具体的な方法は司法研修所でさらに検討するというこ

とでよいか。

(全出席委員)

了承

イ 罷免手続の整備について

(巻之内幹事)

成績開示や罷免について、事実関係を議論した上で規則の改定をするのか。

(林(道)幹事)

成績開示の関係では、司法機関が保有する個人情報の保護に関する最高裁の通達があることから、これと同様のレベルで司法研修所において対応していくことになるので、規則による定めをするということは今のところ考えていない。

罷免の関係では、「司法修習生に関する規則」という組織的な枠組みを規律したものがあつたため、その規則の範囲で、通知等の方式によって明確化を図っていく方向で検討している。

(高橋委員長)

原案の方向で整備を図っていくということでよいか。

(全出席委員)

了承

ウ クラス編成及び導入研修について

(宮川委員)

具体的にクラス編成はどのように行われるのか。

(林(道)幹事)

新60期は、新修習を担当する配属庁会の地域数は16あり、各クラス2地域ずつとした。東京については6クラスに分け、1クラスの人数に足りない地域である静岡、熊本等を合わせて1つのクラスを編成した。大阪、

名古屋については3クラス分あるので、同様にほかの地域を合わせる形で編成した。

新61期以降については、司法研修所で集合修習をした後に再度実務修習をする班と、実務修習をすべて終えてから集合修習をする班の2班編成になるため、前者については、転居の負担という点が比較的少ないと思われる東京、さいたま等の地域でクラス編成をし、後者については、それ以外の修習地を1クラス3地域程度で編成する方向で検討している。

どの地域を同じクラスにするかという点については、配属庁会と研修所との密接な連携という観点から、研修所の教官が配属庁会に出かけていくことを考慮し、交通事情等からみて移動しやすい地域を合わせ、できるだけ地域との密着型というメリットが活かせるような編成とすることを考えている。

(宮川委員)

新61期になると、東京修習や大阪修習だけ、というクラスができるということか。

(林(道)幹事)

そのようなクラス編成も出てきうらと思う。

(宮川委員)

地方については、できるだけ近いところを合わせるということか。

(林(道)幹事)

そのような方向で検討している。

(宮川委員)

新しいクラス編成の趣旨やメリットは理解できるが、デメリットとしてはどんなことが考えられるか。また、それにどのように対応するのか。

(林(道)幹事)

従前は、クラスのつながりと実務修習地のつながりとを持ち、更に法曹

三者それぞれのつながり，と様々な交流があり，人間関係の切磋琢磨や，いろいろと相談できる仲間がいるという長所があると思う。デメリットとしては，クラスのとつながりと実務修習中のとつながりが一つになってしまうというところが，従来の修習制度と比べると失う部分があるとは思う。

しかし，実務修習の指導担当官の側から見ると，自分の担当している司法修習生の担任教官に質問，相談がしやすく，教官と指導官が一体となって指導しやすくなるという意見があり，このようなメリットから見て実践する価値は高いと考えている。

（今田委員）

何か月も司法研修所の教官が出張するのか。

（林（道）幹事）

長期間の出張は難しいが，まずは顔を合わせて人物をみるのが非常に大事だと考えている。直接話をする中で自分のクラスの司法修習生の人間性を見た上で，その後は適宜の方法で連絡をとり合っていく。相手の顔や人となりを知っているのと指導がしやすくなるというメリットがある。

現在も，事実上，各クラスで教官と司法修習生が電話，メールのやりとりをするということを続けている。

（宮川委員）

新しい修習のコンセプトは，分野別修習における個別指導が中核となっている。そこからすると，出かけて行って，そこで集合研修のようなことを行うのは理念に反し，過ぎてはいけないということだろう。

導入的教育は集合形式での実施にかえて，司法研修所教官を実務修習地に派遣するなどして，実務修習地において行うこととするとの説明だが，1か月間，司法研修所に集めて行う新60期方式と比べると，時期，内容ともに，導入教育の実質は薄らぐことは間違いないと思う。導入的教育を冒頭に約1か月間置くことにしたのは，法科大学院における実務教育の導

入部分についての教育が成熟するまでの間、それを補完するということがあったはずだが、まだ、それが検証されていないと思う。議論の取りまとめに実質抵触するという感じもするが、当委員会は、かつての議論の取りまとめを現状を踏まえて軌道修正するということがか。

このようにならざるを得ないのはよく分かるが、反面、法科大学院で実務を意識した理論教育と実務教育の導入部分をしっかり教育してもらわなくてはいけないということになると思うが、それについて司法研修所から法科大学院の方にメッセージを発信するということも必要なのではないか。

(相良委員)

導入部分を司法研修所で行うから法科大学院はその分教育をしなくてよいということではないが、法科大学院できちんと教育していただくということを、これを機にいろいろ申し上げていきたいと思う。

法科大学院で実務への導入をしていただくということで制度設計がされ、宮川委員指摘のとおり、本来は導入研修は要らないはずである。しかし、最初の年は様子を見るということで最初に1か月ほど司法研修所で修習することにしたが、それがどこまで効果があるか、実務修習期間を削ってまで行う必要があるのかという点で、折衷的に考えたのが、今回の、最初に実務修習地へ教官を派遣するというものである。その場合は、司法修習生にあらかじめ起案させ、事前に教官が添削等をした後に、教官が出張して教える等の方式を取ることで、日数はそれほど要らないだろう。

それでもうまくいかない、もっと導入的修習をしなければいけないということは、これは法科大学院制度の破綻であり、そんなことはないと確信しているので、将来的には、導入という最初の研修は要らなくなるのではないか。

(宮川委員)

日弁連法務研究財団の認証評価のトライアル評価で、20数校の法科大

学院がトライアル評価を受けた。私は、評価委員として、評価報告書を読み、実際に何校かの評価の仕事をした。実務を意識した理論教育が相当程度成熟して行われている法科大学院、実務教育の導入部分についての教育が相当程度きちんに行われている法科大学院もあるが、かなり問題だと感じる法科大学院もあった。その実態は、これから長い年月の中で変化をしていくだろうとは思いますが、数年では変わらないだろう。

例えば、刑事弁護では、今までは前期4か月、後期4か月の中での刑事弁護の修習が弁護士一般の刑事弁護の技能の下支えになっているということがあったが、今後はそれがない。法科大学院で刑事弁護教育はどの程度行われているかということ、現実はかなり寂しい状況という中で、これからどのような工夫をし、どのような対応をしていけばいいのか心配であるが、刑事弁護教官室では、どのように考えているのか。

(三木幹事)

今回、刑事弁護で46名が不合格あるいは合否留保者だったこともあり、刑事弁護の今後の教育をどうするのかということに関して、改めて考えていかななくてはならないと考えている。私個人の気持ちとしては、将来的にまだ不安がある。分野別実務修習でどこまで刑事弁護の立場で修習できるかということについても、個々の差はあるが、全般的に見ると、なかなか十分なものではないという実情がある。

その中で法科大学院の方で本当に頑張っていたかなくてはならないと考えているが、実情がまだ把握しきれていない。新60期の司法修習生を見た上で、さらに考えていかななくてはならない。

また、同じ事件でも、裁判と検察と弁護の立場によってそれぞれ事実の見方やスタンスが違う。司法研修所でも3教科あるということに非常に意味があると思うが、刑事弁護では、被告人の立場に立って弁護する、という基本的なスタンスが身につけているかどうかということが考試における

判定の中でも非常に重要なことになってくるが、経験が少ないと、その辺りのことが全然分かっていないレベルの司法修習生が出てくることを一番懸念している。法科大学院では、そのような意味での基本的なスタンスを身につけるような勉強をしていただきたい。

(相良委員)

現実問題として、分野別実務修習では刑事弁護修習は十分でない面があったため、これをもう少し強化していかなければならない。刑事弁護の真髄は、実務修習の中できちんと修習するということが一番重要であろう。

今後、日本司法支援センター等の活動が充実していく中、刑事弁護の実務修習、あるいは弁護士の中での刑事弁護の位置付けも変わっていくと思われるので、そこでの実務修習等も必要かもしれない。法科大学院だけの問題ではないと考えている。

(大橋幹事)

刑事弁護については、弁護士会の修習委員会も真剣に考えており、通常どこの会でも少なくとも国選事件1件、当番弁護士1件は受けるような指導する形を取るよう努めていて、それは実際多く行われていると思う。

問題なのは、全体として無罪を争うような事件が非常に少ないこと、また、無罪を争うような事件を2か月間で修習することは実際には不可能なことである。そのような意味で、司法研修所では、無罪事件をどのように争うかということが一つの重要なテーマとして扱っていたのだろう。

法科大学院は3年間あるので、その間全部使えるかどうかは別としても、長いスパンでものを見ることは法科大学院の方が可能である。そのようなことを含めて、実務修習及び法科大学院の今後を検討していくべきだろう。

(鎌田委員)

先ほど、クラス編成について若干のデメリットの指摘があったが、人的な結びつきについて従来と違うのは、法科大学院での一つの人的交流の場

ができたということがあるだろう。現実にも、法科大学院ではいろいろな大学の出身者、いろいろな経歴の持ち主の集合体として、同じ目標に向かって一つの共同体的なものをつくっているという意味で新しいつながりが出てきている。修習方式の変更をデメリットと考える必要はないのではないか。

その点では、法科大学院は十分役割を果たせると思うが、導入研修自体はもともと法科大学院教育に全幅の信頼を置くことができないというところから始まったものなので、法科大学院は一日も早くこれをやらなくて済むように引き続き努力をすることが課されている。私たちの大学では、その点は十分頑張っているつもりだが、そのことが逆に一部の受験生、あるいは法科大学院に進もうと思っている人たちにとっては、受験に必ずしも有利でない教育体制という評価を受けることがないわけではないので、宮川委員指摘のとおり、法科大学院における実務教育の導入部分というところのばらつきは現状では考えていなくて、将来的にそれが一致して導入研修を早期になくせるような方向にまとまっていくかということ、それもそう楽観的ではないだろう。司法研修所からも、当委員会からも、情報発信は必要であり、法務研究財団その他からもいろいろな形で法科大学院側への問題提起や改善要求はしていただきたい。

また、導入研修のために司法修習の時間をいただくのは申し訳なく、法科大学院側で実務教育の導入部分について、修習が始まる前に責任を持って不足の部分を補うことをできないかということを考える必要があると思う。法科大学院側でも一刻も早く解消できるように全体としていろいろな努力をしたい。

(高橋委員長)

さらに大きな問題もいろいろ控えているという認識も共有できたと思うが、それはまた今後検討していただきたい。提案された、クラス編成及び

導入研修，これ自体は了承いただいたということでよいか。

（全出席委員）

了承

エ その他全般

（翁委員）

今後，新制度に変わっていく際には各地の配属庁会で試行錯誤があると思うが，ある程度独自性のある指導をするということと同時に，ある程度統一的に全体を見ていく必要があるだろう。その点についてはどのような体制を取ることを考えているか。

（相良委員）

司法研修所では，毎年，指導担当者協議会を開催し，各地の指導担当者に集ってもらい指導方法等の協議をしているが，新しい制度についても，そこで準備を進めている。また，教官が各地へ出張して教える等の機会が増えるので，各配属庁会の指導担当者の指導方法について司法研修所から提案ができ，指導方法，内容等の統一的なものができるのではないか。その意味で，地域別クラス編成にして担当教官が各地へ行くというのは大きなメリットがあるのではないかと考えている。

（高橋委員長）

各地の弁護士会の準備状況はどうか。

（大橋幹事）

もちろん弁護士会でも準備はしていて，弁護士会だけでなく，裁判所，検察庁とも協議して準備を進めているところである。

（巻之内幹事）

弁護修習が一番差が出てしまうのではないか。成績評価，殊に弁護修習の成績評価をどうするかという問題がある。個別指導の弁護士だけに任せてよいのか，分野別修習であっても，2か月の間に模擬裁判等，ある程度

相対評価ができるようなことをするべきではないか、との考えから、現在いろいろなカリキュラムを作成しているところである。

東京弁護士会では模擬裁判に力を入れている。一週間使用して、原告代理人団、被告代理人団などで協議しながら、実際の弁論に臨むような形式で行っている。また、選択型実務修習では、裁判官と弁護士と共同で前述のような模擬裁判を行いたいと考えている。実務に近い形式で模擬裁判を行うことは、弁護士としての姿勢を学ぶ意味でも有意義ではないかとの考えで準備を進めているが、一つ問題なのは、教材が少ないことである。現在、東京弁護士会で使用している模擬裁判用の教材は、過去に司法研修所の起案で使用したものを借りている。司法研修所の講義は、教官合議でつくり上げた講義の案があり、それを教官合議の中で統一化し、間違いがないことを確認の上で、少なくともこの部分は必ず講義する、と打合せの上で行っている。弁護士会にはそのような仕組みがない。司法研修所から新しい教材とシナリオをいただければ、各単位会の弁護士たちが率先して模擬裁判もできるのではないか。教官が各地に赴くという方法も理解できるが、負担の少ない方法として、そのようなノウハウや情報を各単位会に提供していただき、各単位会で分野別修習を充実させていくという方法も検討していただきたい。

(3) 今後の予定等について

第12回の委員会の日程については、新司法修習の状況を踏まえて、委員長及び司法研修所で検討することとなった。

7 報告

林幹事から、司法修習の状況（第59期司法修習生の修習の実施結果、第60期司法修習生の司法修習の状況、平成18年度司法修習生指導担当者協議会の開催等）、考試に関する決定事項及び規則等の制定について報告がされた。

（以上）